

回 覧

町営住宅入居者（田尻団地）の公募について

下記のとおり、福崎町営住宅の入居者の公募についてお知らせします。

記

1. 対象となる町営住宅 福崎町営住宅 田尻団地

2. 公募戸数、住宅の所在地等

	町営田尻団地（206号・402号）	
公募戸数	2戸	
住宅の所在地	福崎町西田原1792番地	
構造	206号	402号
	平成14年度建築 鉄筋コンクリート造 耐火5階建 3LDK（68㎡）	平成12年度建築 鉄筋コンクリート造 耐火5階建 3LDK（67㎡）

3. 住宅の家賃

家賃は申し込みされた世帯の政令月収額によって次のようになります。

（令和2年度家賃）

収入区分	階層区分	政令月収額	3LDK家賃 (H14 築)	3LDK家賃 (H12築)
1	一般階層	0円 ～ 104,000円の場合	22,900円	22,400円
2	〃	104,001円 ～ 123,000円の場合	26,500円	25,900円
3	〃	123,001円 ～ 139,000円の場合	30,300円	29,600円
4	〃	139,001円 ～ 158,000円の場合	34,200円	33,400円
5	裁量階層	158,001円 ～ 186,000円の場合	39,100円	38,100円
6	〃	186,001円 ～ 214,000円の場合	45,100円	44,000円

※ 家賃額は、入居者の収入や住宅の規模、立地条件、経過年数等に応じて異なるほか、毎年実施する収入調査の結果等により、適用される家賃が毎年変わることがあります。

4. 住宅の入居申込資格 **★次の(1)～(7)のすべての項目に該当していることが必要です。**

(1) 申込者本人が、福崎町内に住んでいるか、勤務場所を有しておられる方。

住民票や在職証明書などでその事実が確認できる方でなければなりません。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方で、その家族構成が夫婦又は親子を主とすること。(内縁関係にある方や婚約者のある方等も申し込みできます。)

※ 夫婦の別居や友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟姉妹などを呼んで同居するなど不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。

※ 町営住宅では、家族人数等の入居者の実態に応じた適切な規模の住戸を提供することにより、過密・過疎居住にならないように設定しております。このたびは、居住面積の関係から現に同居し、又は同居しようとする親族が、申込み時点において2人以上でなければなりません。

※ 内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫(妻)となっており、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できることが必要です。

※ 婚約者と申し込む場合には入居期限までに入籍(内縁を含む)し、入居できる方に限ります。

※ 離婚調停中の方も申し込むことができますが、当選された場合、福崎町が指定する入居日までに離婚が成立していなければ、入居できなくなります。

(3) 政令月収額が、158,000円以下であること。

申込者及び同居親族(婚約者を含む)で、収入のある方全員の年間の総所得金額(平成30年1月から12月まで)が対象となります。ただし、次に掲げる世帯(裁量階層世帯)に該当する方は、政令月収額214,000円以下であれば申し込むことができます。

○高齢者世帯

申込者が満60歳以上の方で、かつ、申込者を除く同居しようとする方のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯(年齢は、申込期間末日時点の満年齢。)

○障害者世帯

同居しようとする方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯

①身体障害者手帳1級～4級の方

②精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方

③療育手帳「A」又は「B1」判定の方

④障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金の1級～2級の障害のある方

○子育て世帯

同居者に中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯

○その他戦傷病者世帯など

(4) 現在、住宅に困っておられる方。

現に公営住宅に入居または入居が決定している方は申し込みできません。(同居人は除く。ただし、現在の住宅が世帯人員に比して著しく狭い場合など、特別の事情がある場合に限る。)

現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等、自己の責めにより住宅の立ち退きを求められて

いる場合は申込みできません。

申込者本人または同居しようとする者所有の持ち家のある方は、福崎町が指定する入居日までに持ち家を処分できる方でないと申込みできません。

(5) 申込者本人及び同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 所得の申告義務がある方は、申告していること。

(7) 税金及び公共料金を滞納していないこと。

納税証明書等で証明できることが必要です。

5. その他の注意事項

- (1) 申込みは1世帯につき1戸に限ります。二重申込みや現在の家族構成を変更した重複申込みについては無効とします。
- (2) 申込資格を満たしても、次に当てはまる方（同居者を含む）は、申込みを受付できません。
 - ・団地内で円満な共同生活ができない方
 - ・家賃滞納のため訴訟などで公営住宅を明渡し、現在もその滞納家賃等を解消していない方
 - ・不正入居などのため自治体から明渡し訴訟を提起され、公営住宅を明け渡した方
- (3) 団地内では、犬・猫・鳥などペット類の飼育は認めていません。
- (4) 団地内では、原則、駐車場以外に車両の駐車はできません。周辺道路は駐車禁止です。
- (5) 入居手続きに際し、敷金を納付していただきます（入居時の適用家賃の3か月分相当額）。
- (6) 駐車場の利用をご希望の方は、利用料とは別に、保証金を納付していただきます。
利用料：月額3,300円 保証金：9,900円（3,300円×3か月分）
- (7) 駐車場は原則として1戸につき1台です。
- (8) 住宅使用料（家賃）、駐車場利用料とは別に共益費・隣保会費等が必要となります。
- (9) 住宅使用料（家賃）及び駐車場利用料は金融機関の口座振替で納めていただきます。
住宅使用料等は当月分をその月末までに納付していただきます。3か月以上滞納すると、入居の許可を取り消し、又は明渡しの請求をすることがあります。
- (10) 入居後は、毎年、住んでいる方全員の収入を申告していただきます。また、収入の変動により一定額以上になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- (11) 入居後、住宅内の改造は原則認めません。

6. 申込方法

申込書類等は、福崎町役場住民生活課窓口においてあります。

また、福崎町のホームページから各様式をダウンロードしてご使用いただくこともできます。

町営住宅入居申込書に必要書類を添えて、受付期間内にお申込みください。

なお、郵送による申込みや書類不備等の申込みは受付できませんのでご了承ください。

- (1) 受付場所 福崎町役場住民生活課
(2) 受付期間 令和8年6月12日(金)～令和8年6月22日(月)
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

7. 選考方法の概要

申込者が募集戸数を上回った場合は、条例に基づき公開抽選となります。

抽選日時 令和8年7月3日(金) 午後6時から

抽選場所 役場2階 大会議室

8. 入居許可日と入居期限

令和8年8月1日(土)から入居を許可するものとします。(ただし、入居許可期日までに必要な手続きが未了の場合を除きます。)入居期限は令和8年8月14日(金)までとなっております。入居期限までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

【問い合わせ先】福崎町住民生活課
TEL0790-22-0560 (内線 372・373)